

地元経済を担う中小企業の事業活動の促進と安定を図りたい

No.22

青森県

補助金等

支援の名称

創業・成長産業推進金融対策事業

制度の  
趣旨・背景

県経済の活性化が期待される分野の取組の加速化に向け、県特別保証融資制度「未来を変える挑戦資金」のうち、創業や成長産業分野等に係る取組に対して、信用保証料の一部を県が補助します。

制度の  
内容

○事業概要

県内中小企業を取り巻く環境が依然として厳しい中で、現状を打破し「未来を変える」ために、県経済の活性化が期待される分野の取組の加速化に向け、県特別保証融資制度のうち、創業や成長産業分野等に係る取組に対して、信用保証料の一部を県が補助します。

○条件

融資限度額：1億円

融資期間：運転10年以内（うち据置期間2年以内）

設備15年以内（うち据置期間3年以内）

融資利率：年0.9%

（創業する事業のうち、若者・女性・U I Jターンによる場合には0.7%）

（雇用創出要件を満たす場合には0.7%又は0.5%）

（金融機関提案枠の場合には上限0.9%として各金融機関が定める利率）

信用保証料：所定の保証料率（0.45～1.90%）の30%又は40%を県が補助

対象と  
なる方

○補助対象

①創業

②県の推進する戦略等に基づく重点推進分野

③省エネ設備導入

④法令認定・補助採択事業

⑤新分野進出、⑥新商品・新技術等の開発・事業化

⑦再生可能エネルギー発電設備導入（太陽光発電を除く）

⑧金融機関提案枠

問い合わせ  
先など

○所管

青森県 商工労働部 商工政策課

TEL：017-734-9368（直通）

○関連URL

・県と市町村が保証料等を補助します。

[http://www.pref.aomori.lg.jp/sangyo/shoko/kenyuusi\\_renkei\\_shichoson.html](http://www.pref.aomori.lg.jp/sangyo/shoko/kenyuusi_renkei_shichoson.html)